介護サービスのご利用には要介護認定が必要です

◆介護支援課
介護支援担当
☎ ⑫6501
有線⑤7788

手続きの流れ

介護保険のサービスを利用するためには、町に申請して「介護や支援が必要な状態である」と認定されることが必要です。サービスを利用するまでの手続きの流れは次のようになっています。

①申請する…サービスの利用を希望する人（家族）は、町役場（介護支援課）に「要介護認定」の申請をします。ケアマネジャーなどの代行申請もできます。

②要介護認定

●訪問調査…町の担当職員などが訪問し、全国共通の調査票を用いて、本人と家族に聞き取り調査を行います。

- コンピュータによる判定（一次判定）
- 調査項目に関連して記載した事項
- 医師の意見書

●介護認定審査会（二次判定）
訪問調査の結果と医師の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査を行います。

●認定…介護を必要とする度合いが認定されます。

非該当	要介護1	要介護4
要支援1	要介護2	要介護5
要支援2	要介護3	

③認定結果の通知…町から認定結果が通知されます。

非該当の場合でも、必要な方には介護予防サービスが利用できますので、地域包括支援センターへご相談ください。

④サービス計画の作成…居宅介護支援事業所と契約して、どんなサービスをどのくらい利用するかというケアプランを作ります。（要支援の場合は、町営の介護予防支援事業所と契約し、介護予防ケアプランを作ります）

⑤サービスを利用する…ケアプランや介護予防ケアプランに基づいてサービスを利用します。原則、サービス費用の１割が利用者負担となります。（食費、居住費、日常生活費を除く）

⑥更新申請する…引き続きサービスを利用する場合は、認定有効期間満了前に更新申請をします。

国民健康保険者証の臓器提供意思表示欄

臓器を提供したくないという気持ちも、提供したいという気持ちも、その気持ちが伝わらなければどちらも叶えることができません。

脳死後や心臓が停止した死後の臓器提供について家族で話し合い、臓器提供に関するご自身の気持ちを記入しておきましょう。

国民健康保険者証

臓器提供意思表示欄

現在は、臓器を提供する権利しか、権利を持っています。しかし、この意思を伝えることができなければ、この権利を実現することができません。そこで、臓器の権利の支援として臓器提供意思表示欄を作成しました。
臓器提供について、家族でよく話し合って、ご自分の気持ちを記入してください。
数字の1、2、3、の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んでください。
・1の脳死後の臓器提供については、15歳以上の意思表示が有効です。
・署名と署名年月日を忘れずにお書きください。

1 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他（　　） 2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 腎臓・膵臓・眼球・その他（　　） 3 私は、臓器を提供しません。 （署名）　（署名年月日）　／　／	1 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他（　　） 2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 腎臓・膵臓・眼球・その他（　　） 3 私は、臓器を提供しません。 （署名）　（署名年月日）　／　／
1 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他（　　） 2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 腎臓・膵臓・眼球・その他（　　） 3 私は、臓器を提供しません。 （署名）　（署名年月日）　／　／	1 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他（　　） 2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 腎臓・膵臓・眼球・その他（　　） 3 私は、臓器を提供しません。 （署名）　（署名年月日）　／　／

※臓器提供意思表示カード等をお持ちの方もご記入下さい。
本書は臓器提供を強要するものではありません。ご自身のお気持ちをご記入下さい
臓器移植に関するお問合せは(社)日本臓器移植ネットワーク
フリーダイヤル0120−78−1069までお願いします。

臓器提供意思表示欄の記載内容

1　私は、脳死判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他（　　）
2　私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
腎臓・膵臓・眼球・その他（　　）
3　私は、臓器を提供しません。
(署名)　　(署名年月日）　／　／

臓器移植Q&A

Q　臓器提供の意思はどの時点で伝えればよいのですか。また、家族と話しておくほうがいいの？

A　臓器提供は最期の迎え方の選択肢の一つです。その時期に意思を主治医等に伝える必要がありますが、自分の言葉で意思を伝えることは出来ません。

また、臓器提供の最終承諾は家族が行いますが、最期を迎えられるとき、家族はその意思を確認することはできません。自分の意思が尊重されるよう普段から臓器提供について家族と話し合い、その気持ちを被保険者証の臓器提供意思表示欄等に記入しておいてください（家族がいない場合は、本人が記入した意思表示が尊重されます）。

Q　臓器は誰でも提供できますか？

A　脳死で臓器を提供できるのは、15歳以上で、自分の意思をきちんと記入している方です。15歳未満でも心臓停止後に腎臓や眼球の提供ができますから、自分の気持ちを家族に伝えておきましょう。15歳未満の方が記入しても構いませんが、15歳になったら必ずもう一度書き直してください。

◆問い合わせ先　住民課　保険年金担当　☎⑫6571　有線⑤7784